

大田市隣保館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大田市長 **楫野弘和**

#### 大田市規則第7号

大田市隣保館管理運営規則の一部を改正する規則

大田市隣保館管理運営規則（平成17年大田市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「2人以内」を「若干人」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副館長 1人

第4条第3項から第5項までを次のように改める。

- 3 副館長は館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が不在のときは、その事務を代行する。
- 4 指導職員及びその他の職員は、館長の命を受けて館務に従事する。
- 5 館長、副館長及び職員は、非常勤とすることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。